

# 遺贈寄付の倫理に関するガイドライン

認定特定非営利活動法人日本 I D D M ネットワーク（以下「当法人」という。）は、遺贈寄付者やその相談者が安心して主体的な判断ができるよう、次の**行動原則**及び**行動規範**を遵守して受遺団体・相談対応者としての役割を果たしてまいります。

## 行動原則

当法人は、遺贈寄付に関わる者として、次の事項を遵守します。

1. 信義に従い誠実に行動します。
2. 法令を遵守します。
3. 遺贈寄付者及びその候補者の自由意思を尊重します。
4. 遺贈寄付者及びその候補者並びにその関係者の秘密を守ります。
5. 遺贈寄付に関する知識と技能の習得に努めます。
6. 透明性の確保と適時適切な情報開示に努めます。

## 行動規範

当法人は、次の行動規範に沿って遺贈寄付に取り組みます。

1. 遺贈寄付の情報提供や勧誘を行う際には、法令遵守はもちろんのこと、適切な情報提供に努め、虚偽や誇張、不都合な事実の隠匿などにより遺贈寄付者又はその候補者の意思決定に不当な影響を与えないよう配慮します。
2. 遺贈寄付者又はその候補者の自己決定権を尊重し、それを阻害する不当威圧を含む一切の行為を厳に慎むとともに、本人の真意を確認するよう努めます。
3. 遺贈寄付に至る経緯や意思決定の状況、寄付後の使途の状況などについて可能な限り記録に留め、本人や遺族などへの説明責任を果たします。
4. 遺贈寄付を受け入れるに当たって指定された使途や約束した事項については誠実に履行します。
5. 遺贈寄付者の意思や当法人の正当な権利を守りつつ、遺贈寄付の対象財産について権利を主張する者があれば、適切に対応します。
6. 遺贈寄付の過程で知りえた個人情報及び守秘義務のある情報については、厳正に管理し、正当な理由がない限り第三者に開示、漏洩しません。
7. 合理的な理由なく特定の遺贈寄付者やその遺族に対して不平等な取り扱いはしません。
8. 上記の事項について、当法人が遺贈寄付の助言等を行う専門家や仲介者に対応を依頼する場合には、同様な取り組みを確保するよう徹底します。

2023年12月12日

認定特定非営利活動法人日本 I D D M ネットワーク

理事長 井上 龍夫  
同 岩永 幸三